

## 「持ち株型」社会福祉法人の登場？

小規模に介護や保育を運営する社会福祉法人に連携を促すために、厚生労働省は新たな制度を設ける方針です。

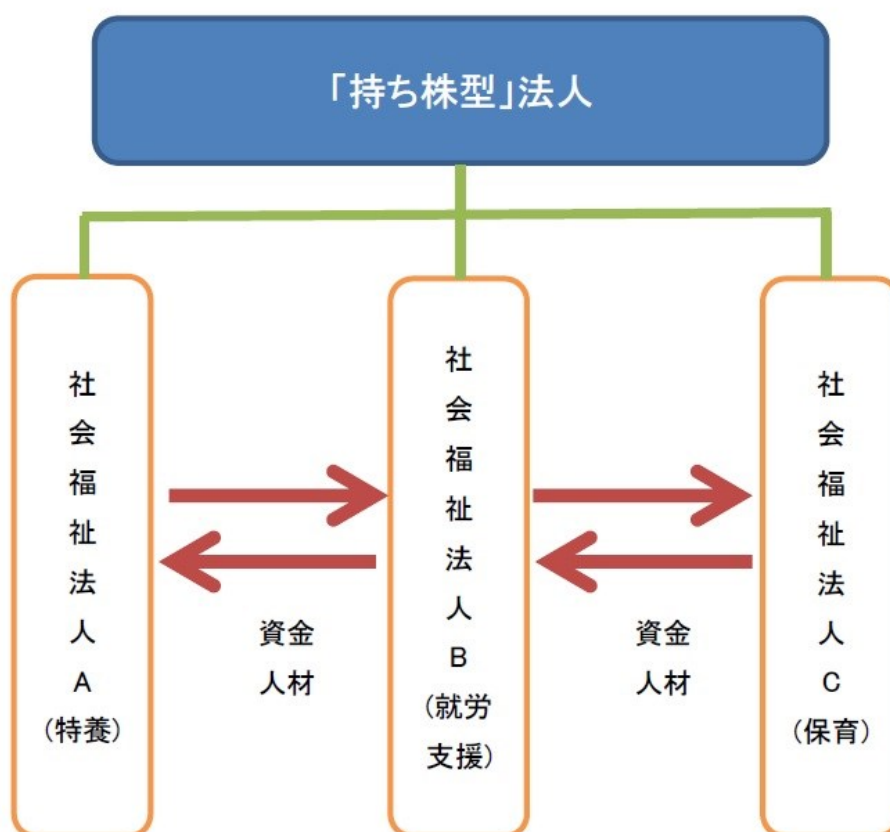
社会福祉法人は全国で2万ほどですが、その規模はまちまちです。一法人で一施設を運営している場合もあれば、数十の施設を持っている場合もあります。

各社会福祉法人の上に、「持ち株会社」のような機能を持つ別法人を起ち上げます。

つまり、それぞれの社会福祉法人は別法人にぶらさがる形になります。

それによって、経営基盤を強化してサービスの充実につなげることを狙います。

### 【組織イメージ】



1つの法人のもとで運営が一体になり、人材や資金を融通することを認めます。  
例えば、保育所の事務担当者に余裕があれば、介護施設の事務もやってもらえます。  
傘下にある同種の複数の社会福祉法人で、一括して採用や研修をすることも考えられます。

また、社会福祉法人が別の法人に資金を提供することは、現在は禁止されていますが、このような組織になれば、各社会福祉法人から資金を集めて施設増設のニーズが高い地域に集中投資することもできるようになります。

ただ、良い面ばかりではありません。  
例えば、グループ内での意思決定はどのようにするのか明確ではありません。  
「持ち株型」法人において、議決権の数をいかに割り振るかは重要な問題です。  
それに、「持ち株型」法人と傘下の社会福祉法人との間で意見の対立があるときは、制度的にどのように調整すべきでしょうか。

また、傘下の社会福祉法人が多くなり一大グループを形成することによって、公正な競争が阻害されてしまいます。利用者が困り込まれてしまいうからです。

2020年の通常国会に向けて、社会福祉関連法の改正案を提出する予定だそうです。  
注目です。